

漁家子弟の漁業研修生募集について

五島市では、下記のとおり漁業研修生を募集します。

1. 応募資格 五島市で親（義父も含む）が漁業を営んでいる者で、漁業への就業または漁家からの独立を目的に、漁業技術の習得をおこなう以下の者
(1) Uターン（注1）して、新たに漁業を始める者
(2) 五島市内に在住し、親から独立（注2）して漁業を営むために必要な漁業技術を習得する者
(注1) 平成20年10月1日以降にUターンした者
(注2) 研修終了後、1年以内に漁船を所有するなどして独立すること
2. 募集人員 若干名（選考のうえ決定します）
3. 申込方法 市役所水産課へ申込書を提出してください
(申込書の必要な方は、水産課へご連絡ください。)
五島市水産課水産振興班（担当：平山） 72-7869
4. 申込期間 平成21年8月3日（月）から8月17日（月） 必着
5. 支援内容 漁業技術習得にかかる研修期間中の生活費等の研修費
(1) 支援額 12万円以内／月
ただし、2親等以内の親族と生計を一にする場合は9万円以内／月
(2) 支援期間 漁業技術の習得に必要と認められる期間（最大1年間）
6. 選考結果 平成21年9月上旬頃に文書でお知らせします。
7. 支給条件 研修期間中及び研修期間終了後に以下の事由が生じた場合、原則として既に支給を受けた研修費を市に返還しなければなりません。
(1) 研修期間中に研修を中止したとき。
(2) 研修終了後、原則として1年以内に五島市内において漁業に従事しないとき。（独立を目指す者は、研修終了後1年以内に独立しないとき）
(3) 研修終了後、五島市内で漁業への従事期間が原則として継続して3年間に満たないとき。
8. 留意事項
(1) 研修中の指導者は、自ら確保してください。
(指導者への支援はありません)
(2) これからUターンを予定している方は、研修生に決定後、研修開始前に住所を五島市へ移していただきます。